

国立大学法人群馬大学教職員倫理規則

平成16. 4. 1 制定

改正 平成18. 4. 1 平成28. 4. 1

平成29. 4. 1 平成31. 4. 1

令和元. 10. 1

(目 的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第35条第2項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）教職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、「副課長以上の教職員」とは、国立大学法人群馬大学教職員給与規則（以下「給与規則」という。）、国立大学法人群馬大学年俸制適用教員給与規則（以下「年俸制適用教員給与規則」という。）、国立大学法人群馬大学2号年俸制適用教員給与規則（以下「2号年俸制適用教員給与規則」という。）及び国立大学法人群馬大学年俸制適用職員給与規則（以下「年俸制適用職員給与規則」という。）の適用を受ける者であって、次に掲げるもの（第2号から第4号まで、第8号及び第9号に掲げるものについては、給与規則第15条の管理職手当の支給を受ける者に限る。）をいう。

- (1) 一般職俸給表（一）の職務の級が5級以上の職員
- (2) 教育職俸給表（一）の職務の級が4級以上の教員
- (3) 教育職俸給表（二）の職務の級が3級以上の教員
- (4) 教育職俸給表（三）の職務の級が3級以上の教員
- (5) 医療職俸給表（一）の職務の級が6級以上の職員
- (6) 医療職俸給表（二）の職務の級が6級以上の職員
- (7) 年俸制一般職俸給表の職務の級が4級以上の職員
- (8) 年俸制適用教員俸給表の職務の級が3級以上の教員
- (9) 2号年俸制適用教員のうち教授又は准教授

2 この規則において、「事業者等」とは、法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。

3 この規則において、「利害関係者」とは、教職員が職務として携わる入学試験における合格者の決定・卒業認定・修了認定に係る事務、学生等の懲戒処分決定に係る事務、物品購入等の契約に係る事務、共同研究及び受託研究の契約に係る事務等に係る事業者等の関係者をいう。

4 教職員が異動した場合において、異動前の職務に係る利害関係者は、異動の日から起算して3年間（利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、利害関係者

とみなす。

- 5 他の教職員の利害関係者が、教職員の職務に基づく影響力を行使させることにより自己の利益を図るため教職員と接触していることが明らかな場合は、その利害関係者は、教職員の利害関係者とみなす。

【一部改正】(18. 4. 1/28. 4. 1/R1. 10. 1)

(倫理行動規準)

第3条 教職員は、本学の教職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 教職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 教職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自ら又は自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 教職員は、国立大学法人法等の法令及び本学の諸規則により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の社会一般の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 教職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 教職員は、労働時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

【一部改正】(18. 4. 1)

(禁止行為)

第4条 教職員は、利害関係者との間で次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。
- (2) 金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 無償で役務の提供を受けること。
- (5) 未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 供応接待を受けること。
- (7) 遊技又はゴルフをすること。
- (8) 旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

- 2 教職員は、前項の規定にかかわらず、利害関係者との間で次に掲げる行為を行うこ

とができる。

- (1) 宣伝用物品又は記念品であつて、広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であつて、立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、教職員（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該教職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

【一部改正】(18.4.1/31.4.1)

（禁止行為の例外）

第5条 教職員は、私的な関係（教職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の遂行に対する社会一般の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号(第9号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。

【一部改正】(18.4.1)

（利害関係者以外の者との間における禁止行為）

第6条 教職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 教職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

【一部改正】(18.4.1)

（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）

第7条 教職員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。)の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

- (1) 本学の経費をもって作成される書籍等
- (2) 作成数の過半数を本学で買い入れる書籍等

【一部改正】(18.4.1)追加

(教職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第8条 教職員は、他の教職員の第4条又は第6条の規定に違反する行為によって当該他の教職員(第4条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 教職員は、倫理監督者(第14条に定める倫理監督者をいう。以下同じ。)又は上司に対して、自己若しくは他の教職員がこの規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 副課長以上の教職員は、その管理し、又は監督する教職員がこの規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

【一部改正】(18.4.1)追加

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第9条 教職員は、自己の飲食に要する費用について、利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、事前に倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に届け出ることができなかったときは、事後において速やかに届け出なければならない。

- (1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
- (2) 私的な関係にある利害関係者と共に飲食をする場合にあつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

【一部改正】(18.4.1)追加

(講演等に関する規制)

第10条 教職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述・監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(以下「講演等」という。)(就業規則第37条に基づき兼業許可を得て行なうものを除く。)をしようとする場合は、事前に倫理監督者の承認を得なければならない。

- 2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、教職員の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は、当該講演等を承認しないものとする。

【一部改正】(18.4.1/29.4.1)

(贈与等の報告)

第11条 副課長以上の教職員は、事業者等から金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と教職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において副課長以上の教職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、倫理監督者に提出しなければならない。

【一部改正】(18.4.1)

(報酬)

第12条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等のうち、教職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬

【一部改正】(18.4.1)

(報告書の保存及び閲覧)

第13条 第11条の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した倫理監督者において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、倫理監督者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき20,000円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものとしてあらかじめ倫理監督者が認めた事項に係る部分については、この限りでない。

- (1) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被る恐れがあるもの
- (2) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

- 3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを

することができる。

- 4 贈与等報告書の閲覧は、倫理監督者が指定する場所でこれをしなければならない。

【一部改正】(18.4.1)

(倫理監督者)

第14条 教職員の職務に係る倫理の保持を図るため、本学に倫理監督者を置く。

- 2 倫理監督者は、学長とする。

【一部改正】(18.4.1)

(倫理監督者への相談)

第15条 教職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

【一部改正】(18.4.1)

(倫理監督者の責務)

第16条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 贈与等報告書の受理及び保存並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の教職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- (2) 教職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (3) 教職員がこの規程に違反する行為について、倫理監督者又は適切な機関に通知したことを理由として、当該通知をした役職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- (4) 研修その他の施策により、教職員の倫理観の涵養及び保持に努めること。
- (5) 教職員の前条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (6) 教職員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、教職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

- 2 倫理監督者は、この規則に定めるその職務の一部を他の教職員に行わせることができる。

【一部改正】(18.4.1)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

令和 年 月 日

利害関係者からの依頼により行う講演，著述等に関する申請書

所 属
職 名
氏 名 _____ 印

国立大学法人群馬大学教職員倫理規則第 7 条第 1 項の承認を得たく，下記のとおり申請いたします。

記

1. 講演，著述等の依頼者

- ・依頼者名 _____
- ・依頼者住所 _____
- ・依頼者電話番号 _____

2. 講演，著述等の内容（講演等の対象者を含む）

- ・講義等内容 _____
- ・対 象 者 _____

3. 講演，著述等を行う日時，場所

- ・日 時 令和 年 月 日 ()
午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
- ・会場名等 _____
- ・会場住所 _____
- ・電話番号 _____

4. 報酬の額

- ・講演等 1 時間 _____ 円 その他 _____ 円
- ・400字当たり 1 枚 _____ 円

上記の申請を承認する。

令和 年 月 日

倫理監督者
国立大学法人群馬大学長 _____ 印